

東浦町自主防災組織設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、町民の生命、身体及び財産を地震、風水害等から保護するため地域住民による隣保共同の精神に基づく自発的な防災活動を行う自主防災組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織の体制)

第2条 自主防災組織の規模は、既存の自治会、町内会等住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことができる組織をその単位とする。

2 自主防災組織には、自主防災会長を1名置く。

3 自主防災会の統括は、各地区の支部長が行い、支部長は連絡所長をもって充てる。

(自主防災組織の活動)

第3条 自主防災組織においては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及に関すること。

イ 防災訓練の実施に関すること。

ウ 防災活動に必要な資機材の整備等に関すること。

(2) 災害時の応急活動

ア 情報の収集、伝達に関すること。

イ 出火防止及び初期消化に関すること。

ウ 救出、救護に関すること。

エ 避難誘導に関すること。

オ 給食、給水に関すること。

カ 避難所の運営等に関すること。

2 自主防災組織においては、その活動を効果的に行うためあらかじめ地区防災計画の策定に努めるものとする。

(規約)

第4条 自主防災組織の設置にあたっては、目的、機構等を明確にし、既存の地域組織と有機的な関連をもった自主防災組織規約を定めるものとする。

(自主防災組織への支援)

第5条 町は、自主防災組織の自立及び防災意識の強化を図るため、次の各号に掲げる支援を実施する。

(1) 新たな自主防災組織の設置に係る支援

(2) 別表に掲げる資機材の支給

(3) 自主防災組織の自立及び活性化を図るための補助金の交付

(4) 防災に関する知識の普及を図るための教育

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の設置に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、昭和56年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

資機材名	支給数量	備考
消火器格納庫	30世帯につき1基	
消火器	消火器格納庫1基につき1本	
資機材倉庫	必要と認める数量	
ホース格納箱	100世帯につき1基	県営東浦住宅は、別途基準による。
消火栓ホース	ホース格納箱1基につき3本	
管そう	ホース格納箱1基につき1本	
消火栓開閉金具	ホース格納箱1基につき1本	
消火栓蓋開閉鍵型金具	ホース格納箱1基につき1本	